本号で公布された法令のあらまし

◇豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律（法律第八号）（国土交通省）

1　除排雪の体制の整備

国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとした。（第一三条の三関係）

2　空家に係る除排雪等の管理の確保

国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第一三条の四関係）

3　雪冷熱エネルギーの活用促進

国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとした。（第一三条の七関係）

4　特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例

特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するものの改築を道府県が代行することができる期限を平成三四年三月三一日まで延長することとした。（第一四条関係）

5　特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例

特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限を平成三三年度まで延長することとした。（第一五条関係）

6　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（法律第九号）（厚生労働省）

一　雇用保険法の一部改正

給付日数の延長に関する暫定措置等の期限を二年間（平成二六年三月三一日まで）延長することとした。（附則第四条、第五条及び第一〇条関係）

二　特別会計に関する法律の一部改正

雇用勘定の積立金の特例に関する暫定措置の期間を二年間（平成二四年度及び平成二五年度）延長することとした。（附則第二〇条の三関係）

三　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（法律第一〇号）（農林水産省）

1　地方公共団体の役割

㈠　市町村は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況等に応じ、被害防止計画の作成及びこれに基づく被害防止施策の実施その他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとした。（第二条の二第一項関係）

㈡　都道府県は、その区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、市町村の被害防止施策の実施の状況等を踏まえ、この法律に基づく措置その他の鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第二条の二第二項関係）

2　住民に被害が生ずるおそれがある場合等の対処

被害防止計画において定める事項として、対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項を加えることとした。（第四条第二項第五号の二関係）

3　協議会

㈠　市町村は、単独で又は共同して、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができることとした。（第四条の二第一項関係）

㈡　協議会は、市町村のほか、農林漁業団体、被害防止施策の実施に携わる者及び地域住民並びに学識経験者その他の市町村が必要と認める者をもって構成することとした。（第四条の二第二項関係）

㈢　㈠及び㈡に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めることとした。（第四条の二第三項関係）

4　都道府県知事に対する要請等

㈠　市町村長は、当該市町村が行う被害防止計画に基づく被害防止施策のみによっては対象鳥獣による当該市町村の区域内における農林水産業等に係る被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置を講ずるよう要請することができることとした。（第七条の二第一項関係）

㈡　都道府県知事は、㈠による要請があったときは、速やかに必要な調査を行い、その結果必要があると認めるときは、特定鳥獣保護管理計画の作成若しくは変更又はその実施その他の当該都道府県の区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第七条の二第二項関係）

5　財政上の措置

国及び都道府県が講ずる財政上の措置として、対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する補助その他当該被害防止施策の実施に要する費用に対する補助を明記することとした。（第八条関係）

6　鳥獣被害対策実施隊員による緊急的な捕獲等

鳥獣被害対策実施隊員の職務として、被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に従事するほか、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事することを明記することとした。（第九条第四項関係）

7　捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等

国及び地方公共団体は、対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用を図るため、必要な施設の整備充実、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとした。（第一〇条関係）

8　報告、勧告等

農林水産大臣又は都道府県知事は、市町村長に対し、当該市町村における被害防止施策の実施等に関し必要があると認めるときは、報告を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができることとした。（第一〇条の二関係）

9　適正な個体数についての調査研究

国及び地方公共団体は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の状況、農林水産業等に係る被害に係る鳥獣の生息の状況等の調査の結果を踏まえ、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣に関し、その生息環境等を考慮しつつ適正と認められる個体数についての調査研究を行うものとした。（第一三条第二項関係）

10　捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置

㈠　国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に従事する者の当該捕獲等に従事するため必要な手続に係る負担の軽減に資するため、狩猟免許及び猟銃の所持の許可等を受けようとする者の利便の増進に係る措置を講ずるよう努めるものとした。（第一六条第一項関係）

㈡　国及び地方公共団体は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するため、当該捕獲等への貢献に対する報償金の交付、射撃場の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第一六条第二項関係）

11　必要な予算の確保等

㈠　国及び地方公共団体は、被害防止施策等を講ずるために必要な予算の確保に努めるものとした。（第一六条の二第一項関係）

㈡　都道府県は、㈠により必要な予算を確保するに当たっては、狩猟税の収入につき、その課税の目的を踏まえた適切かつ効果的な活用に配意するものとした。（第一六条の二第二項関係）